青梅市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を 改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年6月10日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

会計年度任用職員等から引き続き新たに職員となった者等に対する休暇の付与について定めるとともに、仕事と育児の両立をより一層支援するため産前および産後の休養の期間を見直したいので、この条例案を提出いたします。

青梅市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を 改正する条例

青梅市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和26年条例第41号)の一部を次のように改正する。

第9条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「および第2項に規定する」を「から第3項までの規定による」に改め、同項を同条第8項とし、同条第3項から同条第6項までを1項ずつ繰り下げ、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員または同法第22条の3第4項の規定にもとづき臨時的に任用される職員(以下「会計年度任用職員等」という。)から引き続き新たにこの条の適用を受けることとなつた者その他市規則で定める者のその年度の休暇の日数は、その年度の在職期間、他の条例

等の適用を受ける職員としてのその年度の在職期間中における休暇の 残日数等を考慮し、40日を上限として市規則で定める。

第13条第1項および第2項中「15週間」を「16週間」に、「22 週間」を「24週間」に改め、同条第3項中「7週間」を「8週間」に、 「14週間」を「16週間」に改める。

第15条の2第3項および第18条の6第3項中「第9条第5項」を「第 9条第6項」に改める。

第21条中「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用 職員および臨時的に任用される職員」を「会計年度任用職員等」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の青梅市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。